

令和2年度 堺市地域福祉計画推進懇話会

- 【資料1】 包括的な相談支援体制の構築 (P.3～10)
- 【資料2】 更生支援の推進に関する取組 (P.11～13)
- 【資料3】 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援 (P.14～20)
- 【資料4】 権利擁護の推進に関する取組 (P.21～26)
- 【資料5】 災害への備えや支援に関する取組 (P.27～31)

各資料のスライドには、次のような内容を記載しています。

第4次堺市地域福祉計画において定めた、①～④の「基本目標」を記載しています。

基本目標○ 安心で、生活しやすい環境をつくります

重点施策【5】 災害への備えや支援に関する取組

○避難行動要支援者調査事業の推進 【取組1】②

・災害時の避難に支援が必要な方を的確に把握し、避難の支援のための同意した方を記載した避難行動要支援者一覧表を作成

	避難行動要支援者数（※）	避難行動要支援者一覧表登録者数	登録割合	調
平成30年度	57,688名 (H30.4.30時点)	10,784名	18.69%	92校区
令和元年度	58,775名 (H31.3.31時点)	19,541名	33.25%	92校区
令和2年度	59,786名 (R2.3.31時点)	20,414名 (速報値)	34.15%	93校区

- (※) 堺市における避難行動要支援者
- (1) 身体障害者手帳1・2級所持者（免疫障害除く）
 - (2) 療育手帳（A）所持者
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳（1級）所持で独居の者
 - (4) 「要介護3」以上の要介護認定者
 - (5) 70歳以上で独居または世帯全員が70歳以上で、かつ、要支援1・2又は要介護1・2の者
 - (6) 緊急通報装置登録者（高齢者・障害者）
 - (7) 特定医療費（指定難病）受給者証所持者

第4次堺市地域福祉計画において定めた、[1]～[5]の「重点施策」を記載しています。

第4次堺市地域福祉計画における「市の主な取組」に該当する項目番号を記載しています。

令和2年度に取り組んだ事項について、説明している部分になります。

【資料の例】

基本目標① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

○国の動向1 ー社会福祉法の改正(平成30年4月1日施行)ー

1. 地域福祉推進の理念(※)を規定
2. この理念を実現するため、市町村が次の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
3. 地域福祉計画の充実

(※)制度や分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方

○国の動向2 ー地域共生社会推進検討会最終とりまとめ(令和元年12月公表)ー

- ・市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討するため、令和元年度に国において検討会が開催され、意見がとりまとめられた。
- ・当該内容を踏まえて、社会福祉法が改正された。(令和2年6月12日付公布、順次施行)

【最終とりまとめ概要(抜粋)】

○市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

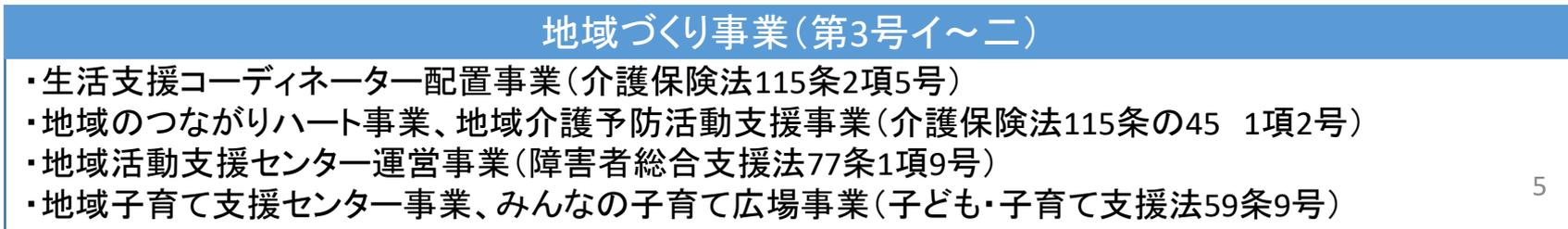
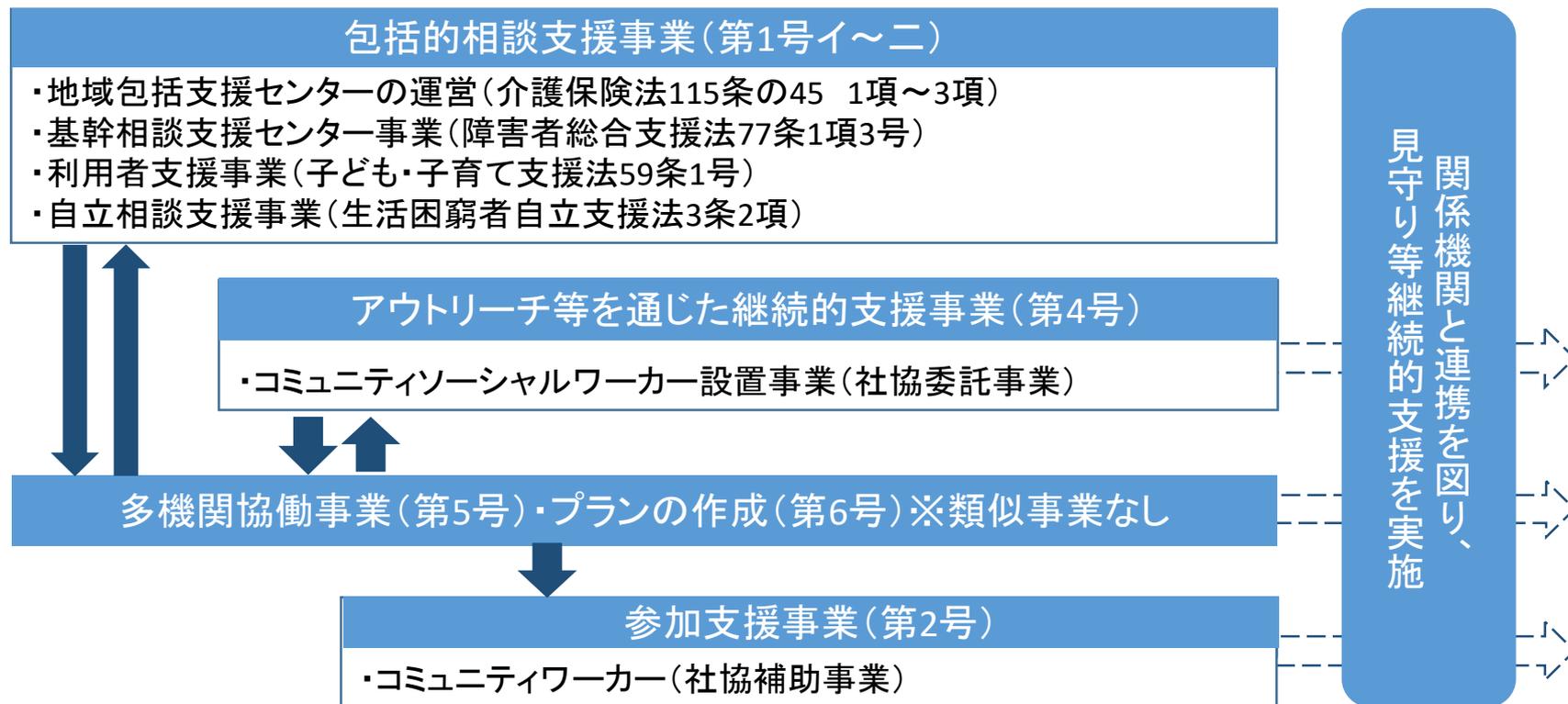
- 1 事業の枠組み等
 - ⇒「断らない相談」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき
 - ⇒制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進
- 2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点
- 3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

○重層的支援体制整備事業について(社会福祉法第106条の4第2項)

- ・相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- ・相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- ・必要に応じて、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援する。
- ・相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人とのニーズと地域資源の間を調整する。
- ・このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- ・上記のすべての事業を実施することが「重層的支援体制整備事業」となる。

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築



重点施策【1】 包括的な相談支援体制の構築

○生活困窮者自立相談支援【取組1)②】

- ・生活仕事応援センター「すてっぷ・堺」において、相談支援及び住居確保給付金相談受付を実施。
- ・新型コロナウイルス感染症による感染拡大状況に鑑み、国において住居確保給付金の要件緩和が図られ、相談数の増加に対応するため、年度途中に職員を増員。

相談支援実績	新規相談件数	新規相談申込件数	支援実施のべ回数
R2年度(R2年4月～9月)	2,823件	2,252件	3,437件 (R2年4～6月速報値)
(参考)R1年度	1,862件	252件	8,957件

住居確保給付金実績	新規相談件数	申請件数(延長申請含む)
R2年度(R2年4月～11月)	4,167件	785件
(参考)R1年度	77件	13件

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

○生活福祉資金貸付制度 【取組1)②】

- ・社会福祉協議会において、大阪府生活福祉資金貸付制度に関する相談受付を実施。
- ・新型コロナウイルス感染症による感染拡大状況に鑑み、国において緊急小口資金及び総合支援資金の要件緩和が図られ、相談数の増加に対応するため、他部署からの応援及び年度途中で職員を増員。

R2年度(R2年4月～R2年11月)	新規相談件数	申請件数
緊急小口資金	200件	24件
総合支援資金	277件	20件
緊急小口資金・総合支援資金の特例対応	24,837件	17,931件

(参考)R1年度	新規相談件数	申請件数
緊急小口資金	786件	10件
総合支援資金	294件	26件
緊急小口資金・総合支援資金の特例対応	275件	98件

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

- 外出自粛の高齢者・障害者等に対する見守り及び安否確認等実施
 - ・堺市社会福祉協議会を実施主体として、日頃から地域の実情をよく知り、地域住民の方々への支援を担っていただいている民生委員児童委員の方々にご協力いただき、電話連絡等によるコミュニケーションを図ることで、フレイル予防につながる「しゃべる」機会を確保し、生活状況や安否の確認、生活支援等に関する情報提供を実施。



実施主体：堺市社会福祉協議会
4月27日～5月6日 見守り活動

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

○地域福祉型研修センター事業 【取組2】①

- ・社会福祉協議会と「地域福祉志向の人材づくり」に向け、研修を企画。

- 実施日程：令和3年2月2日、2月16日の2日間（⇒延期）
- 研修名：「堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」
- 企画会議日程：令和2年11月25日、同12月23日、令和3年1月22日

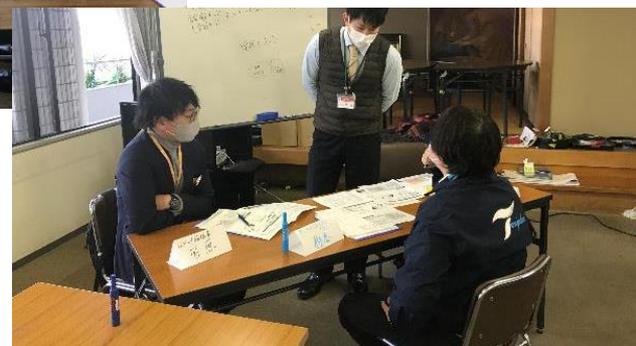
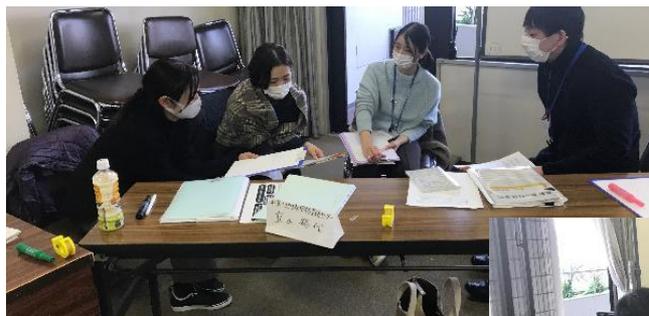
堺市内の専門職が作った研修
専門職だって、助け上手 助けられ上手になろう！

令和2年度
堺で協働をすすめるための
ソーシャルワーク研修
【導入編】

実践経験3〜5年程度の専門職
学びなおしをしたい専門職
障害者基幹相談支援センター
地域包括支援センター
行政相談部署
社会福祉法人職員等

令和3年2月2日（火）・2月16日（火）（2日連続研修）
13:00～16:00
フェニーチェ堺 文化交流室
堺市堺区島橋町2-1-1（島海高野線 堺東駅より徒歩10分）

主催 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
(法人 関西大学 附属研究家)
(Eメールアドレス) chikikifukushiko@sakai-syokyo.net
(TEL) 072-232-9420 (FAX) 072-221-7409



(企画会議の様子)

重点施策〔1〕 包括的な相談支援体制の構築

○今後の課題

◎連携の中核を担う「多機関協働事業」にどのように取り組むか。【取組1)①、取組2)①】

・「事業」として実施する際の成果指標のあり方

・事業を担う人材【取組1)①】

・費用負担

・個人情報の共有に関するルール【取組2)①】

◎効果的な啓発・広報【取組1)～3)】

基本目標① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

重点施策〔2〕 更生支援の推進に関する取組

○第70回社会を明るくする運動の実施 【取組1)①】

- ・堺市大会については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、中止となった。
- ・作文コンテストについては、小・中学校の協力を得て実施。小学生82編、中学生38編の応募があった。（表彰式については、令和3年1月12日に予定していたものの中止）

○堺市功労者表彰

- ・堺市功労者表彰を堺市保護司会連絡協議会 戸松生吉元会長が受賞
（堺市役所開庁記念式典については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、同式典及び贈呈式は中止）



（写真は令和2年8月5日表敬訪問時のもの）

重点施策 [2] 更生支援の推進に関する取組

- 立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築に向け、相談・協議 【取組2)①】
 - ・ネットワークの構築に向けたを検討するため、各関係機関（大阪矯正管区、大阪刑務所、大阪保護観察所堺支部）とそれぞれ相談・協議
 - ・連携のひとつとして、新型コロナウイルス感染症に係る生活支援策等について、大阪保護観察所堺支部や各地区更生保護サポートセンターに情報提供
- 保護司活動の周知 【取組1)②】
 - ・堺市庁内向けポータルサイトに、保護司活動と募集に関する説明を掲載。



タイトル 保護司として活動いただける方を募集しています

本文

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアです。

現在、全国で約48,000人の方が保護司として活躍していますが、近年、地域の間関係の希薄化をはじめとした社会情勢の変化などにより、保護司の人員は減少傾向にあります。

このため、幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場の地域住民の中から保護司として活躍いただける方を募集しています。保護司の主な活動内容や保護司になる条件などは以下のとおりです。保護司に関心がある方は下記までお問い合わせください。

- 保護司の身分

保護司は非常勤で一般職の国家公務員と位置づけられています。給与は支給されません。ただし、職務に要した費用の全部又は一部が支給されることになっています。

重点施策 [2] 更生支援の推進に関する取組

○今後の課題

- ◎ 更生支援の取組への理解の促進【取組1)①～③】
- ◎ 立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築【取組2)①】
 - ・課題の共有
 - ・感染症対策を行った上で、実施可能な取組の推進
 - ・国と地方、民間と行政との役割分担
- ◎ 依存症対策【取組3)③】
- ◎ 効果的な啓発・広報【取組1)～3)】

**基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、
多様な人や組織の参加と協働ですすめます**

重点施策【3】 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

○日常生活圏域コーディネーターによる支援【取組1)、2)、3)】

- ・令和2年4月から、すべての社協区事務所に日常生活圏域コーディネーターを配置
- ・各地域において取り組んでおられる福祉活動や今後取り組みたいという活動を支援

(日常生活圏域コーディネーターの配置等の推移)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
配置区	中・南	堺・中・ 東・南	堺・中・東・ 南・北	全区
配置人数	7名	12名	15名	20名
活動の創出や活性化に関するプロジェクト数	57件	113件	180件	138件 (※)

※令和2年10月末時点

基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、 多様な人や組織の参加と協働ですすすめます

重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

○日常生活圏域コーディネーターによる支援【取組1)、2)、3)】

脳トレプリントを活用した小規模サロン活動支援（東区）

提案

脳トレプリントを活用した小人数、短時間で集うサロンの方法を校区福祉委員会や自主活動グループへ提案。

支援・調整

- 脳トレプリントや広報物の作成提供
- 参加者へ提供する記念品用に敷物企業へ毛糸の提供を調整し、手芸ボランティアへ記念品の作成を依頼

各団体が実施

- ①高齢者へお元気ですか訪問活動等で脳トレプリントとスタンプカードを配布。
- ②自宅で取組んでもらう。
- ③月1回会館等に来てもらい、スタンプを押印。
- ④スタンプを貯めた方へ記念品を贈呈



効果

- 40団体1,106人が参加 (令和3年1月末時点)
- 自宅で脳トレの機会創出
- 外出し短時間の交流の機会創出
- ボランティアの活躍（記念品作成）の機会創出

基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、 多様な人や組織の参加と協働ですすめます

重点施策【3】 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

○日常生活圏域コーディネーターによる支援【取組1)、2)、3)】

おすそわけ食マーケット・デリバリー活動支援（堺区）

協働企画

コロナ禍における子育て世帯や困窮者世帯への支援を目的としたフードロス食材無償配布の仕組みを、堺区子ども食堂ネットワークと認定NPO法人ふーどばんく OSAKAと協働で企画。

支援・調整

- 企画の全体像やスキームの作成
- 実施希望団体募集、説明会実施
- アンケートや申込様式の作成
- 周知チラシの作成

実施

特定の場所へ取りに来る『おすそわけ食マーケット』と、自宅へ届ける『おすそわけ食デリバリー』を希望のあった団体にて実施。



効果

- 4団体で581世帯6896品提供※。
- 3団体で39世帯へお届け※。
(※令和2年6～9月実績)
- 支援が必要な世帯を発見し、支援機関へつなぐことができた。
- 継続実施中(令和3年2月現在)
- ふーどばんく OSAKAに加え、配布食材確保のため、定期的なフードドライブの実施を決定。

**基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、
多様な人や組織の参加と協働ですすめます**

重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

○令和2年度校区福祉委員会における取組の工夫【取組1)、2)、3)】

感染対策を徹底したサロン活動（美原区さつき野校区）

- 入館時に手指消毒、検温、マスク着用の確認を徹底。
- 受付には透明シートを設置。
- 受付名簿で参加者の把握。
- 3密を避けるために、従来は机2本で1テーブルのところ、3本で1テーブルにし、座席数を減らし、お互いの距離を確保。

日常生活圏域コーディネーターの関与

新しい生活様式にあった活動事例の紹介や工夫を提案し、活動自粛からの再開に至った。



重点施策【3】 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

○令和2年度校区福祉委員会における取組の工夫【取組1)、2)、3)】

4か所の会場で分散、お持ち帰りのふれあい食事会（北区中百舌鳥校区）

- 例年1会場で開催していたふれあい食事会を、感染症対策として、お弁当のお持ち帰りに変更し、4会場に分散して開催。
- 各会場では、保健センター、地域包括支援センター、基幹型包括支援センター、社協北区事務所が協力し、無料予防接種やお家でできる体操などの情報を提供。
- 高齢者が歩いて外出し、3密を避けてボランティアなどと交流する機会となった。

日常生活圏域コーディネーターの関与

協議の場に参加し、感染症対策の確認や開催形態などの企画に協力。また高齢者の支援機関へ協力の呼びかけを行った。



**基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、
多様な人や組織の参加と協働ですすめます**

重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

○令和2年度校区福祉委員会における取組の工夫【取組1)、2)、3)】

オンラインで分散、自宅と会場から参加できる体操サロン（北区五箇荘東校区）

- 密を避けるため、オンラインを活用して会場と自宅の両方から参加できる体操サロンを実施。
- 従来から協力している介護保険事業所の理学療法士もオンラインで指導し、参加者との接触を最小限に。
- 高齢者が参加できるよう企業の協力を得てスマホ・タブレット講習会を実施。
- 会場へ行くのが負担となっていた高齢者にとっても参加しやすくなった。

日常生活圏域コーディネーターの関与

コロナ禍での活動継続にICT導入を検討している同校区をサポートし、開催企画や住民への周知などに協力した。



**基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、
多様な人や組織の参加と協働ですすめます**



重点施策【3】 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

○今後の課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を受けて、その影響下にあることを前提として、地域における福祉活動をどのように進めていくかが大きな課題となっている。

- ◎参加しやすい「居場所」のさらなる確保【取組1)②】
- ◎「居場所」での相談や課題解決に向けた取組の推進【取組1)②】
- ◎多様な人の参加の促進等【取組1)③、取組2)②～③】
- ◎効果的な情報提供【取組1)③】
- ◎多様な主体との連携【取組3)②】
- ◎有償やビジネスの視点を含めた活動【取組3)③】

基本目標③ すべての人の権利擁護を支えます

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

○権利擁護支援の中核機関の設置 【取組1)②】

- ・平成25年度から運営してきた「堺市権利擁護サポートセンター」（堺市社会福祉協議会への委託事業）を中核機関として位置付け

○地域連携ネットワーク協議会の設置 【取組1)①、取組2)②、取組3)④】

- ・「堺市権利擁護サポートセンター運営委員会」を基礎として、権利擁護に関するテーマごとの課題について協議する場である「地域連携ネットワーク協議会」を令和2年10月30日に立ち上げた。



重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

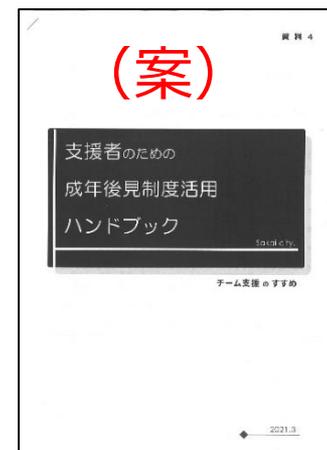
○権利擁護サポートセンターによる相談支援の実施 【取組3)②】

- ・「堺市権利擁護サポートセンター」において、権利擁護相談を実施

	新規相談件数	支援/対応回数	法律職受任件数
R2年4～12月実績（速報値）	291件	5,722件	60件
（参考）R1年度実績	329件	4,014件	58件

○「支援者のための成年後見制度活用ハンドブック」の作成 【取組3)②、取組3)④】

- ・地域での相談支援の充実やチーム支援の推進を目的として、市と社会福祉協議会とが共同で「支援者のための成年後見制度活用ハンドブック（チーム支援のすすめ）」を作成



基本目標③ すべての人の権利擁護を支えます

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

○市民後見人の養成とサポート 【取組3)②】

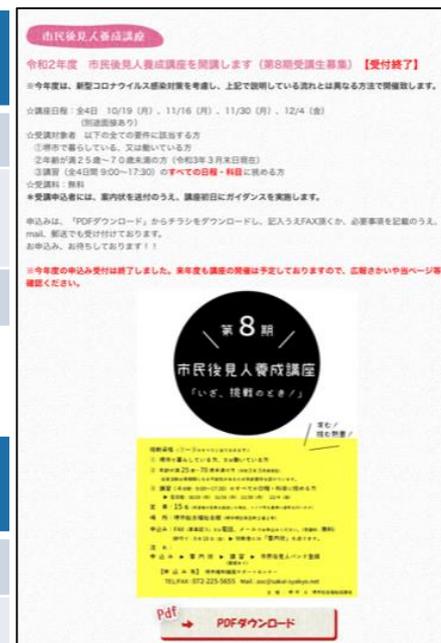
・市民後見人の養成と活動への支援を実施

市民後見人養成（年度）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
受講者（基礎講習）	56	31	21	16	15	13	5	23
市民後見人バンク登録者（各年度末時点）	-	30	42	56	57	64	71	59
選任確定件数	-	2	4	5	8	10	5	1

※R2年度については、12月末時点での速報値

市民後見人に対する支援（年度）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
専門相談件数	-	10	18	24	53	68	74	39
センター対応件数	-	127	151	317	438	1799	1687	908

※R2年度については、12月末時点での速報値



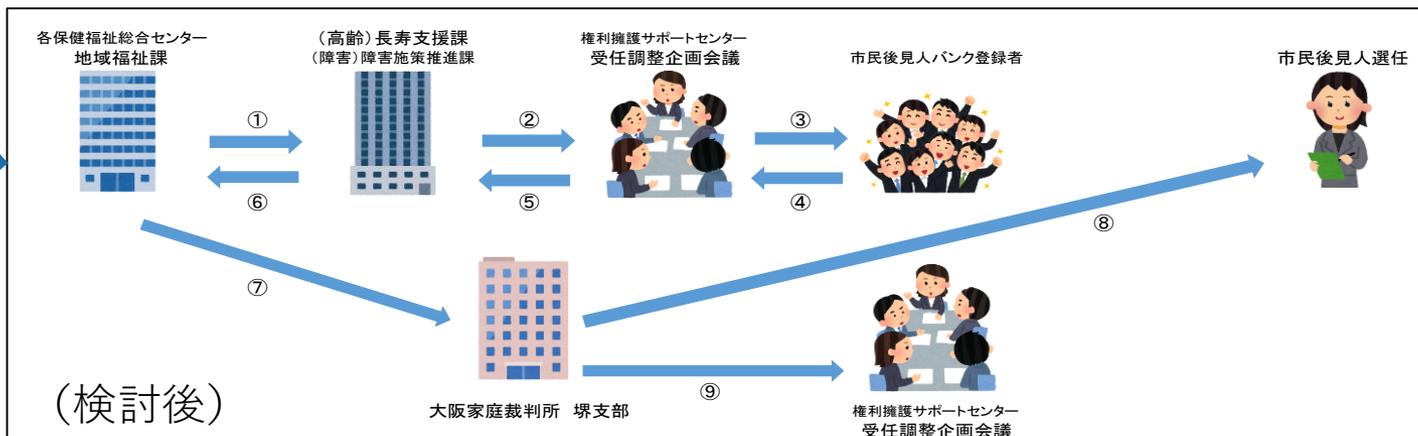
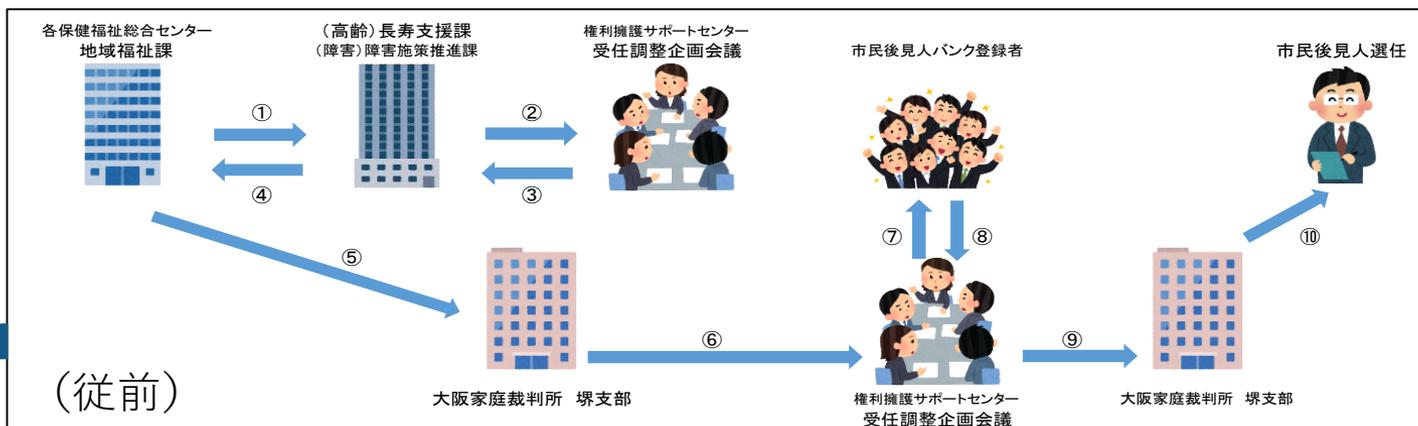
市民後見人養成講座
受講者募集のHP（社協）

基本目標③ すべての人の権利擁護を支えます

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

○市民後見人に係るマッチングの仕組みの検討 【取組3)③】

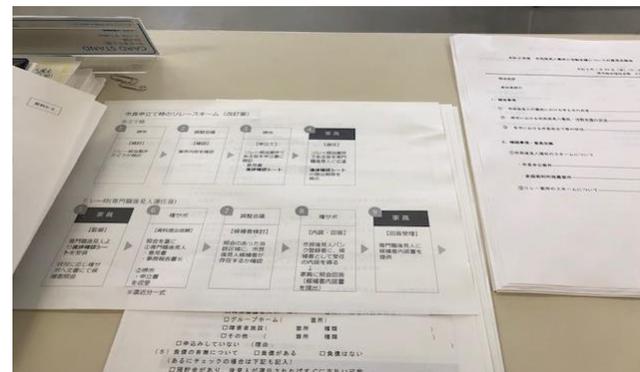
- ・市長申立を検討中であって、市民後見人相当案件について、マッチングを行う仕組みを検討



重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

○大阪家庭裁判所堺支部との意見交換会 【取組3)②】

- ・市民後見人養成と活動支援に関する意見交換会を実施。
(実施規模を縮小して、令和3年1月29日に実施)
- ・市民後見人バンク登録が始まった平成26年度から、継続的に実施。
- ・今年度は、市民後見人選任の仕組みやリレー（専門職後見人から市民後見人への交代）案件の仕組みについて意見交換。



重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

○今後の課題

◎地域連携ネットワークを活かした継続的な取組【取組1)③、取組3)②～④】

- ・チーム支援の充実
- ・地域連携ネットワーク協議会における個別課題の検討

◎権利擁護サポートセンターの機能と体制の充実【取組1)②、取組3)②・③】

- ・地域での相談支援の充実と連携の強化
- ・親族後見人への支援
- ・法人後見の促進

◎効果的な啓発・広報【取組3)①】

◎日常生活自立支援事業の適正な実施【取組3)⑤】

- ・体制や実施手法の見直し
- ・対象者の見直し（成年後見制度への適切な移行を含む。）

基本目標④ 安心で、生活しやすい環境をつくります

重点施策 [5] 災害への備えや支援に関する取組

○避難行動要支援者調査事業の推進 【取組1)②】

- ・災害時の避難に支援が必要な方を的確に把握し、避難の支援のための個人情報の利用に同意した方を記載した避難行動要支援者一覧表を作成

	避難行動 要支援者数 (※)	避難行動要支援者 一覧表登録者数	登録割合	調査実施校区数
平成30年度	57,688名 (H30.4.30時点)	10,784名	18.69%	92校区
令和元年度	58,775名 (H31.3.31時点)	19,541名	33.25%	92校区
令和2年度	59,786名 (R2.3.31時点)	20,414名 (速報値)	34.15%	93校区

(※) 堺市における避難行動要支援者

- (1) 身体障害者手帳1・2級所持者（免疫障害除く）
- (2) 療育手帳（A）所持者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳（1級）所持で独居の者
- (4) 「要介護3」以上の要介護認定者
- (5) 70歳以上で独居または世帯全員が70歳以上で、かつ、要支援1・2又は要介護1・2の者
- (6) 緊急通報装置登録者（高齢者・障害者）
- (7) 特定医療費（指定難病）受給者証所持者

重点施策 [5] 災害への備えや支援に関する取組

○福祉避難所運営マニュアルの作成 【取組2)①】

- ・令和2年3月に福祉避難所運営マニュアルを作成。
- ・当該マニュアルを各社会福祉施設にご提示し、福祉避難所として引き続きもしくは新たに協定締結していただけるかを危機管理室とともに相談。



(写真はイメージです)

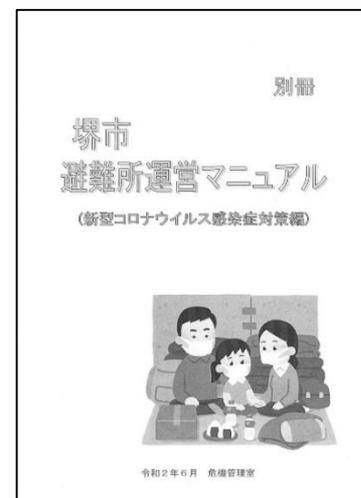


令和2年8月17日	新規施設へ説明
令和2年9月2日	新規施設へ説明
令和2年9月14日	障害福祉サービスにおける 市内の施設入所支援実施法人へ説明 @堺市総合福祉会館
令和2年9月18日	堺市障害児者施設部会にて説明 @社会福祉法人
令和2年10月21日	堺市老人施設部会にて説明 @堺市産業振興センター

重点施策 [5] 災害への備えや支援に関する取組

○支援が必要な人に配慮した避難所運営の推進【取組2)①】

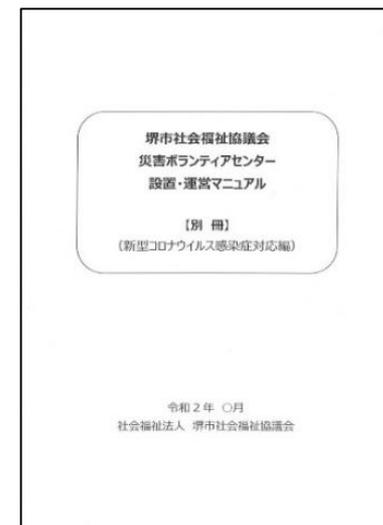
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、感染防止対策を掲載した「別冊 堺市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」を危機管理室において作成
- ・堺支援学校において、学生向けに取り組んでいる防災訓練の授業に参加・協力（1月25日）⇒**中止**
- ・福祉避難所開設・運営のイメージを共有するため、福祉避難所の協定を締結している市内社会福祉法人から相談をいただき、同法人と研修を検討



重点施策 [5] 災害への備えや支援に関する取組

○ 災害ボランティア活動の推進【取組1)④】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、感染防止対策をとった上でどのように災害ボランティア活動が実施できるのかを社会福祉協議会と検討
- ・国（内閣府）において、災害ボランティアセンター運営に係る費用負担についての通知を発出したことを受け、社会福祉協議会と効果的な実施方法について検討



重点施策 [5] 災害への備えや支援に関する取組

○今後の課題

- ◎ 個別計画の作成に向けた取組【取組1)③】
- ◎ 一般の指定避難所での福祉スペースの活用に向けた取組【取組2)①】
- ◎ 効果的な啓発・広報、訓練等の推進【取組1)～2)】
- ◎ 必要な物資の確保の推進【取組2)②】

